

# 盛岡市ごみ減量化行動計画

平成 29 年度～31 年度

～ごみ減量は一人ひとりの取組から～



平成 29 年 3 月

盛岡市

## 目次

### 第1 計画策定の趣旨

- 1 盛岡市ごみ減量化行動計画について……………2
- 2 計画の位置づけ……………2
- 3 計画期間……………3
- 4 計画の進行管理……………3
- 5 盛岡市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）について…3

### 第2 ごみ処理の現状と課題

- 1 ごみ処理の現状……………7
- 2 ごみ排出量の推移……………8
- 3 ごみの組成分析結果……………9
- 4 家庭ごみ（可燃ごみ）排出状況実態調査結果……………13
- 5 前計画（平成24年度～28年度）の取組から見えてきたこと……14

### 第3 知ることがごみ減量の第一歩

- 1 ごみ出し三原則を守りましょう……………16
- 2 ルールを守らなければどうなるでしょう？……………16
- 3 盛岡市の目指す姿へ……………17

### 第4 ごみの減量に向けた取組（平成29年度～31年度）

- 1 重点施策……………18
- 2 家庭ごみの減量について（市民・市の取組）……………18
- 3 事業系ごみの減量について（事業者・市の取組）……………27
- 4 施策実施スケジュール……………29

## 第1 計画策定の趣旨

### 1 盛岡市ごみ減量化行動計画について

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から、限られた資源をできるだけ効率的に使うことで廃棄物を減らし環境への負荷を少なくする循環型社会の形成が社会全体の責務となっています。

盛岡市は、循環型社会の形成を目指し、市民・事業者・市の三者が一体となり実践的に取り組む「盛岡市ごみ減量化行動計画（以下「行動計画」という。）」を策定し、ごみ減量・資源化の推進を図ります。

ごみの問題は、市民生活に最も身近な環境問題です。わたしたちの毎日の生活に密接に関わる身近な環境問題を、一人ひとりの問題として認識し取り組んでいく必要があります。地球温暖化の防止、最終処分場の延命化など、毎日の生活では少し遠い話に感じるかもしれませんが、決して他人事ではありません。ごみの量を減らし、焼却による温室効果ガスを削減することは地球温暖化防止に寄与するものです。盛岡市でも桜の開花日が10年に1.2日の割合、カエデの紅葉日が10年に6.0日の割合で遅くなるなど（※）、地球温暖化によると思われる影響が身近にも現れています。一人ひとりの行動の積み重ねが、ごみ減量につながり、ひいては地球環境の保全につながります。

ごみ処理の現状を見ますと、市民の皆さんの御協力のおかげでごみの総排出量は減少してきたものの、ここ数年は横ばいの状況が続いています。また、市民の皆さんのごみの出し方の状況は、まだまだ分別の徹底が図られていない、排出時間や出し方のマナーが守られていないという実態があります。「ごみ」は毎日生活していく中で必ず出るものであり、排出する全市民が責任者です。ごみ出しルール三原則「分別」、「日時」、「場所」を守ることは、決して難しいものではなく、一人ひとりが実践することでごみの減量、そして住みよいまちづくりに必ずつながります。

行動計画は、「盛岡市一般廃棄物処理基本計画」のもと、ごみ減量目標の達成に向け、市民・事業者それぞれの実践的行動を促すための指針とするものです。

※ 出典：仙台管区気象台 平成28年12月発行「東北地方の気候の変化（第2版）」

### 2 計画の位置付け

行動計画は、「循環型社会形成推進基本法」の趣旨にのっとり、「盛岡市一般廃棄物処理基本計画」に基づいて、市民、事業者及び市の三者連携による自発的なごみ減量、資源再利用行動の実践に向けた指針とするもので、「家庭ごみ」及び「事業系ごみ」に分けて取組をまとめたものです。

この計画を実行性あるものとするためには、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、実践行動を進めていかななくてはなりません。

### 3 計画期間

行動計画は、「盛岡市一般廃棄物処理基本計画（平成 29 年度～38 年度）」の推進に向け、重点的に取り組む施策を設定し、「選択と集中」により施策を展開するとともに、施策効果を分析・検証しながら見直しを図るため、計画期間を 2～3 年として取り組みます。

第 1 期を平成 29 年度～31 年度の 3 年間として取り組み、進捗状況の評価、見直しを行い、第 2 期の取組へとつなげます。また、計画期間中においても、状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、計画期間については、第 2 期：平成 32 年度～33 年度、第 3 期：平成 34 年度～36 年度、第 4 期：平成 37 年度～38 年度を予定しています。

### 4 計画の進行管理

行動計画に従って実施するごみ減量施策の進捗状況の把握や市民、事業者及び市の三者で取り組むごみ減量実践行動の成果、ごみ排出量の削減などについて、「盛岡市ごみ減量資源再利用推進会議」において点検・評価を実施し、施策の見直しや優先順位等の検討を継続して行います。

## 5 盛岡市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）について

### (1) 計画について

盛岡市一般廃棄物処理基本計画は廃棄物処理法第 6 条第 1 項「市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」の規定に基づき策定する盛岡市の一般廃棄物処理等のマスタープランであり、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画）から構成されています。

### (2) 基本理念と三者の役割

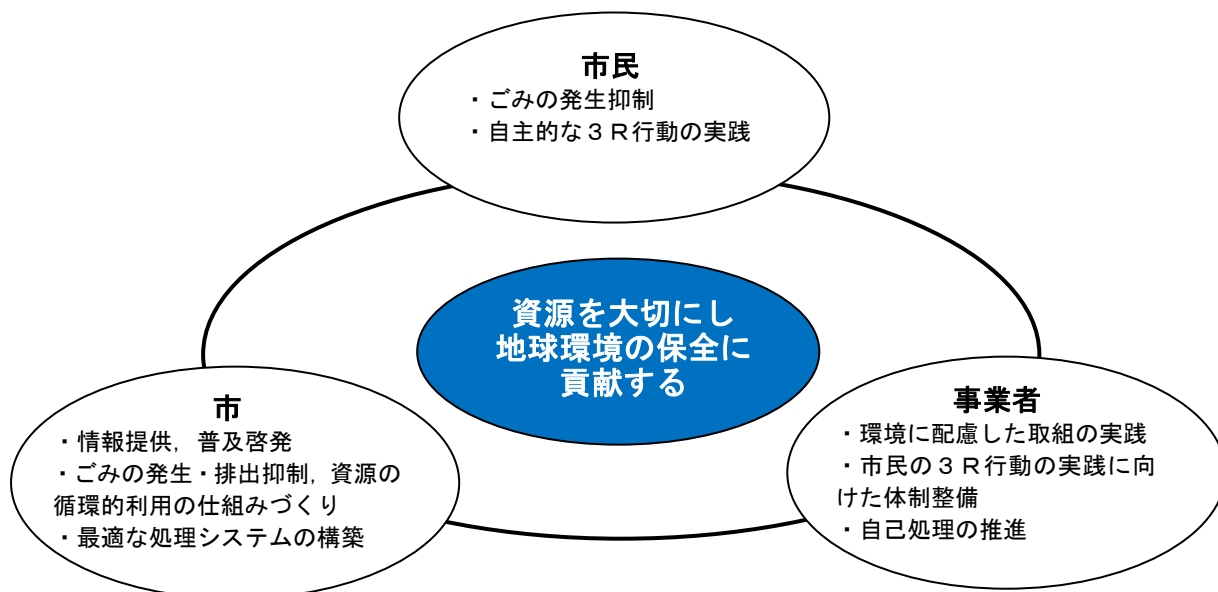
盛岡市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の基本理念は次のとおりとしています。

**「資源を大切にし地球環境の保全に貢献する」**

基本理念である「資源を大切にし地球環境の保全に貢献する」の実現のために、市民、事業者及び市の三者が一体となって取り組むことが必要です。各施策を達成するための三者の役割を 4 ページに示します。

## 【三者の役割】

主体	内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの行動とごみの減量化・資源化，環境問題に関心を持ち，不要なものは買わない，ものを大切に長く使うなど，ごみの発生抑制に努める。</li> <li>・自主的に3R行動を実践するなど，環境に優しいライフスタイルへの転換を図るとともに，互いに連携しながら，ごみの減量・リサイクル・まちの美化に係る活動等を行う。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産・流通・販売・排出の事業活動における全ての過程において環境に配慮した取組を実践する。</li> <li>・具体的に，環境負荷の少ないサービスの提供に取り組むとともに，市民が3R行動を実践するために選択できる体制を整備し，情報の発信に努める。</li> <li>・ごみの処理にあたっては，積極的に資源化に取り組むとともに，やむを得ず発生するごみは自己の責任において，適正に処理を行う。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業者のごみの減量化・資源化，環境問題への関心を高め，具体的な行動を推進するために，情報提供や環境学習，普及啓発，指導等により3Rを推進するとともに，分別の周知徹底と収集方法の改善等に取り組むなど，ごみの発生・排出抑制，資源の循環的利用の仕組みづくりを行う。</li> <li>・やむを得ず発生するごみの適正処理を行うことはもちろん，環境負荷の低減を目指し，経費とのバランスを考慮した最適な処理システムを構築する。</li> </ul>



### (3) 数値目標

盛岡市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）では、平成 29 年度～38 年度のごみ減量の数値目標を次のように定めています。

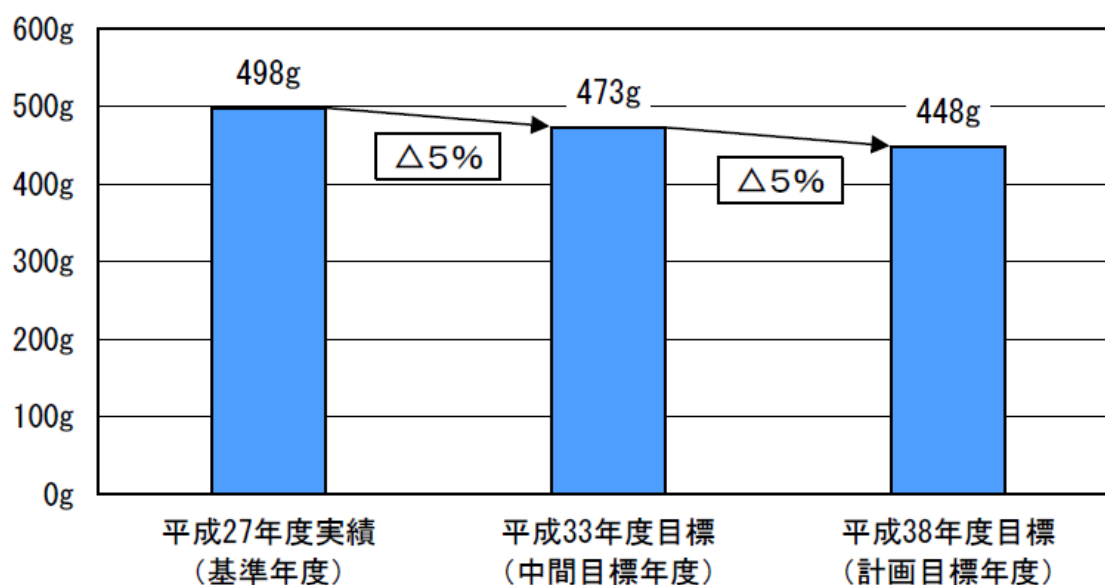
#### ①家庭ごみの目標

中間目標年度（平成 33 年度）までの数値目標（平成 27 年度実績比）

- ・資源を除く家庭ごみの排出量を  
1人1日あたり5%（約25g）減量します

計画目標年度（平成 38 年度）までの数値目標（平成 27 年度実績比）

- ・資源を除く家庭ごみの排出量を  
1人1日あたり10%（約50g）減量します



1人1日あたりの家庭ごみ（資源除く）排出量の数値目標

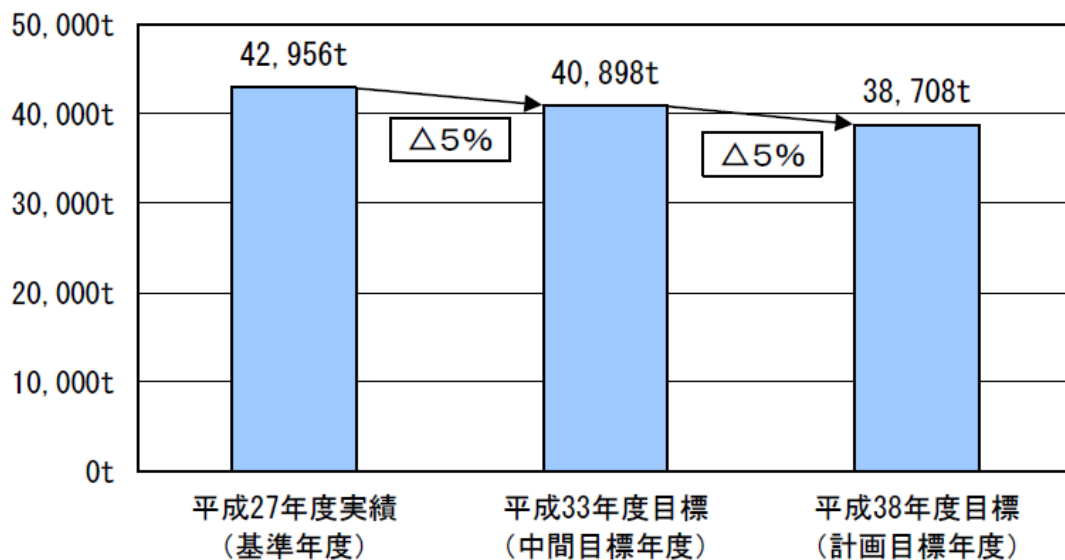
## ②事業系ごみの目標

中間目標年度（平成 33 年度）までの数値目標（平成 27 年度実績比）

- ・ 事業系ごみ排出量を 5%（約 2,150 t）減量します

計画目標年度（平成 38 年度）までの数値目標（平成 27 年度実績比）

- ・ 事業系ごみ排出量を 10%（約 4,300 t）減量します



事業系ごみの排出量の数値目標

### (4) 盛岡市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）と行動計画の関係

盛岡市一般廃棄物処理基本計画では、基本方針として「ごみの発生・排出抑制の推進」、「リサイクルの推進」、「環境負荷の少ない効率的なごみ処理事業の推進」を掲げています。行動計画では、その方針に基づき、市民、事業者及び市が一体となっていくごみ減量資源再利用施策の具体的取組を定め、その実践により、ごみ減量目標の達成を目指すものです。

## 第2 ごみ処理の現状と課題

### 1 ごみ処理の現状

**(1) ごみ排出量は横ばい（微減）の状況が続いています。**

ごみ総排出量は微減の状況であり、前計画（平成24年度～28年度）に掲げるごみ減量の目標、ごみの総排出量18%削減（平成22年度実績比）に対し、2.4%の削減（平成27年度実績）に留まっている状況です。（P8参照）

**(2) 資源の分別が不徹底の状況が確認されています。**

市が実施しているごみ組成分析（サンプル調査）結果では、家庭ごみ、事業系ごみともに、可燃ごみ、不燃ごみどちらにも資源の混入が確認されており、分別の徹底によるごみ減量の余地があります。（P9～12参照）

**(3) ルールに従ったごみ排出が、市民一人ひとりの実践に至っていません。**

ごみ出しルール三原則「分別する」、「日時を守る」、「決められた場所を利用する」がまだまだ守られていない実態があります。ルール違反のごみの排出により利用するごみ集積場所の地域の方々に迷惑がかかるほか、分別の不徹底により本来資源として有効利用できるものも焼却・埋立処分されてしまっています。（P13参照）

一人ひとりがルールを守り実践することが、ごみ減量資源再利用の推進につながります。

**(4) ごみ処理には多くの経費が必要です。**

ごみ処理を行うため、約42億円の経費がかかっています（平成27年度実績）。これをごみの総排出量から試算すると、1トンのごみを処理するために約3万7千円、市民一人あたりに換算すると年間約1万4千円の経費となります。

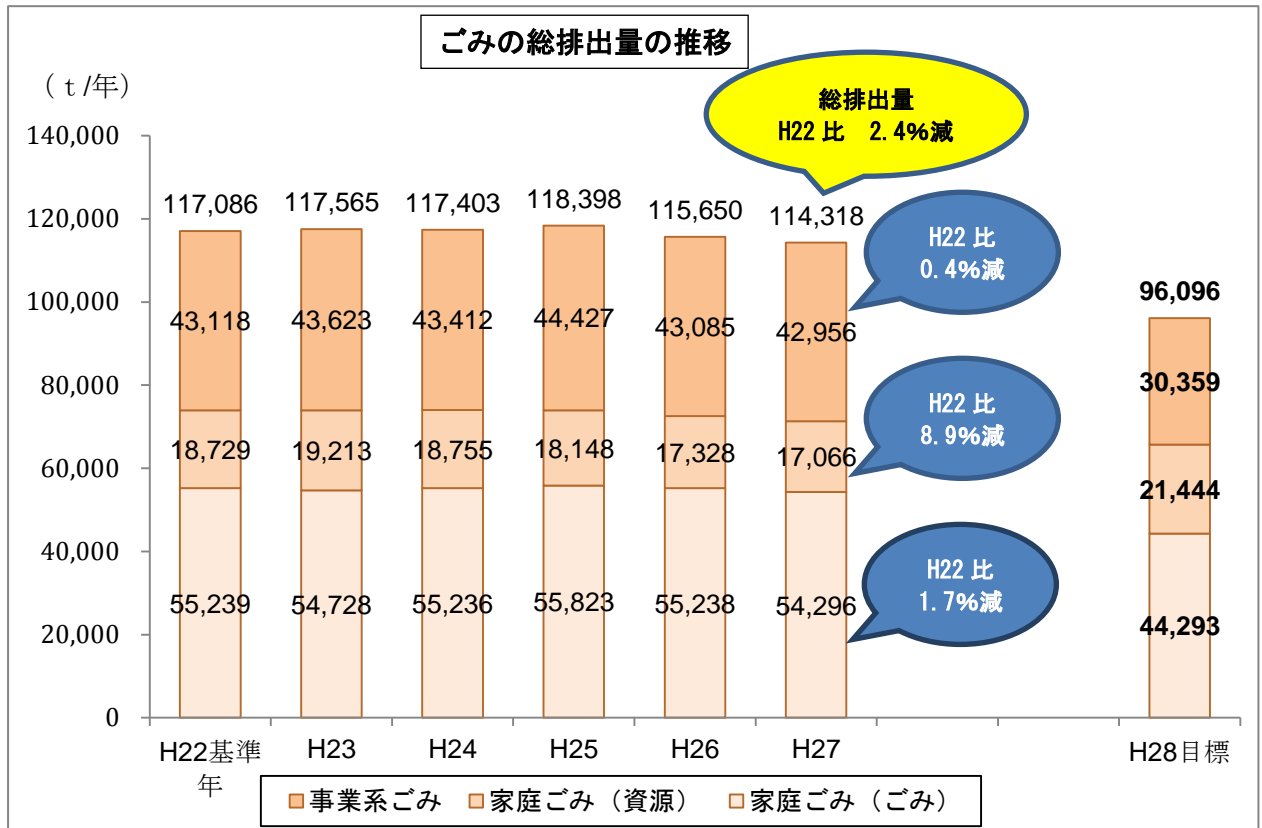
**(5) 最終処分場には限りがあり、新施設の整備には多額の費用が必要です。**

盛岡地域の最終処分場は、残余容量を安全に最大限利用するため、周囲の堰堤の嵩上げ工事を順次行っています。都南地域の最終処分場では、掘り返しを行い熔融スラグとして処理をしているものの、残余容量が減少しているため、今後は焼却灰の一部を民間の施設において処分する予定です。盛岡地域及び玉山地域の最終処分場は埋立残余年数が20年程度であり、今後の埋立先の確保について検討を開始する必要があります。

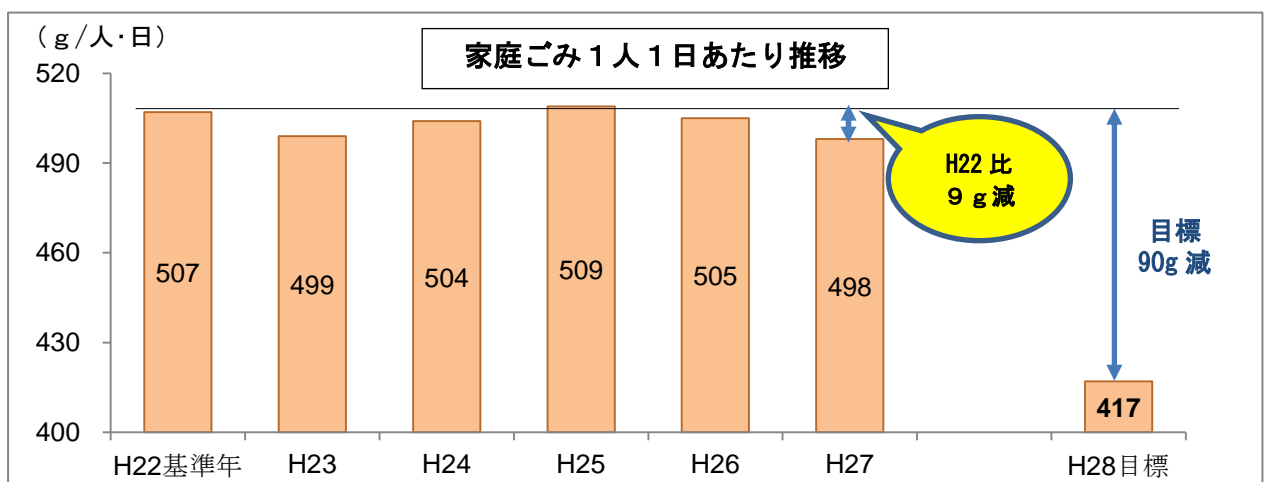


## 2 ごみの排出量の推移

市では、平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間で、平成 22 年度実績と比較して『ごみ総排出量 18%削減（家庭ごみ（資源を除く）20%削減，事業系ごみ 30%削減）』という目標を掲げて取り組んできましたが、ごみの排出量は微減の状況で、平成 28 年度目標は達成できない見込みとなっています。



家庭ごみ（資源を除く）の 1 人 1 日あたりの排出状況についても、市民のみなさんの御協力により減少してきているものの『1 人 1 日あたり 90 g 削減』の目標に対し 9 g の減量に留まっています。



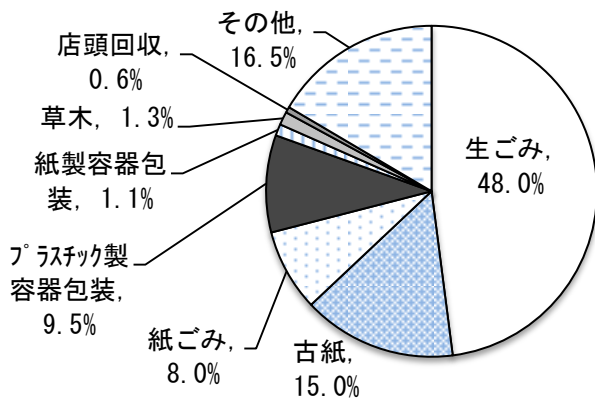
### 3 ごみの組成分析結果

市では、ごみ減量・資源再利用を進めるため、市民のみなさんや事業者のみなさんが排出するごみの組成分析（サンプル調査）を実施しています。

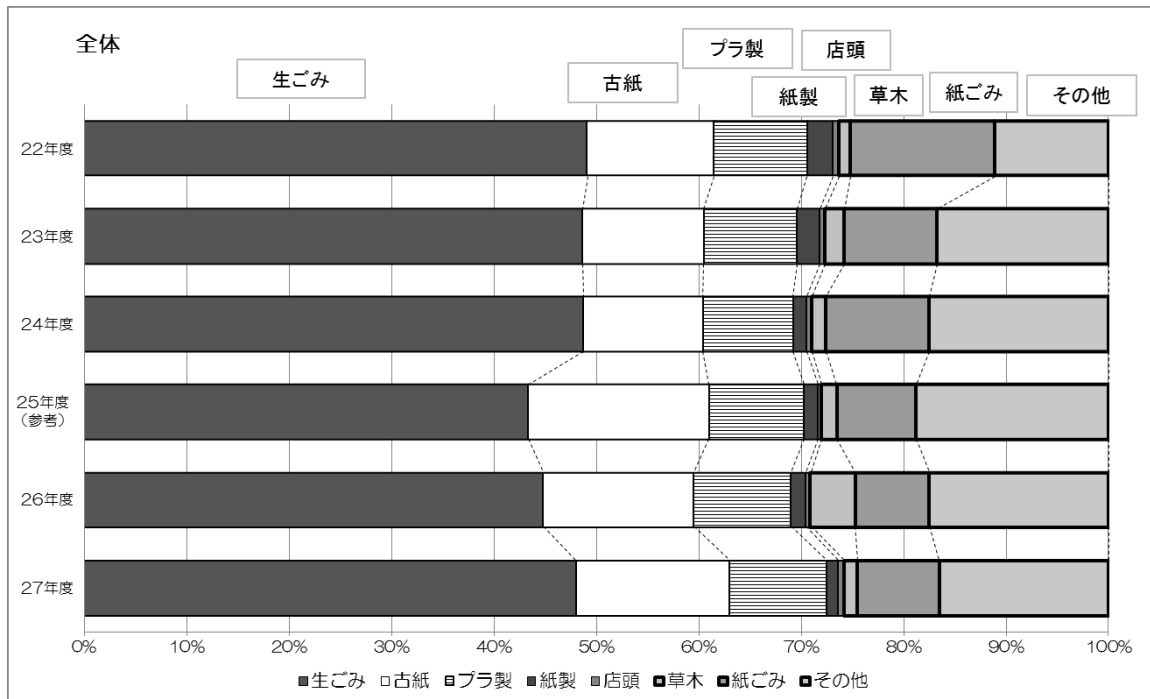
#### (1) 家庭ごみの分析結果

家庭ごみの組成分析（サンプル調査）の平成22年度～27年度の結果では、重量比で可燃ごみの中に22～29%、不燃ごみの中に12～18%、分別すれば資源になるものが含まれていることが確認されています。

平成27年度家庭の可燃ごみ組成



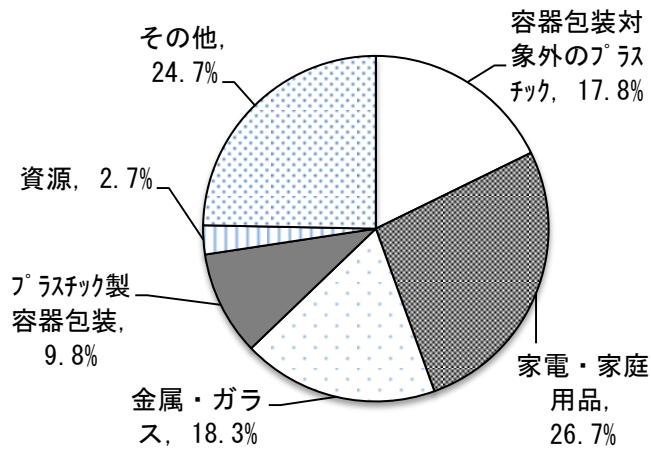
盛岡地域の家庭の可燃ごみは、資源集団回収やプラスチック製容器包装、古紙など資源の分別収集を進めているにもかかわらず、分別すれば資源となるものが25%程度含まれています。



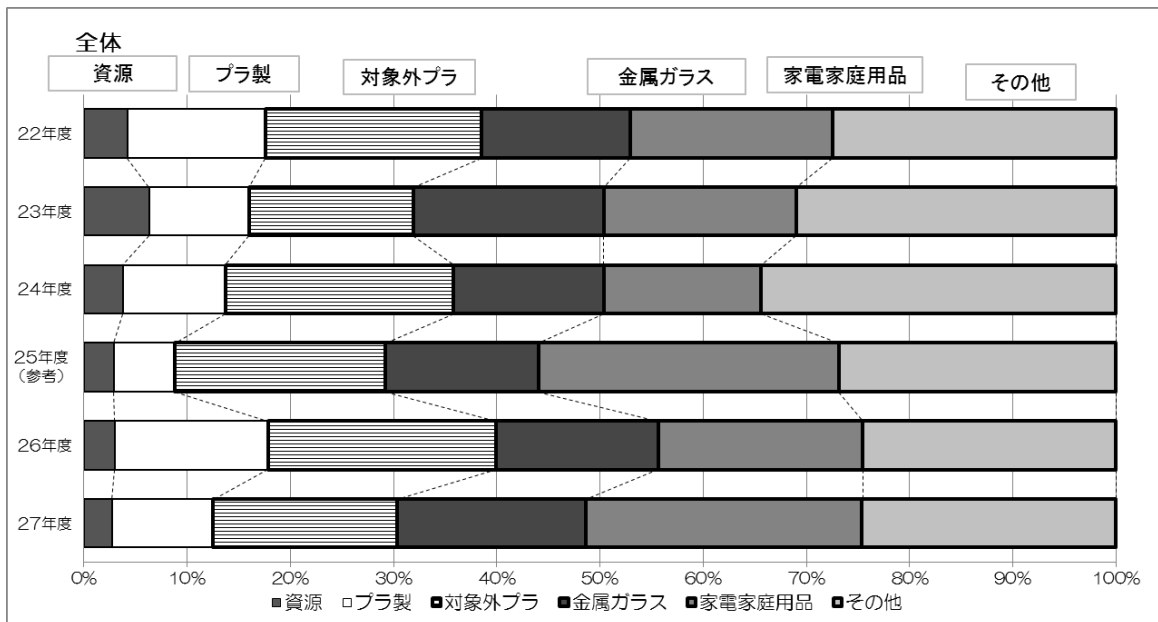
※平成25年度は調査の時期・回数とも例年との差が大きかったため「参考値」とするもの

#### 盛岡地域の家庭の可燃ごみ組成の推移

### 平成27年度家庭の不燃ごみ組成



盛岡地域の家庭の不燃ごみも、プラスチック製容器包装やその他の資源など、資源として分別可能なものが15%程度含まれています。

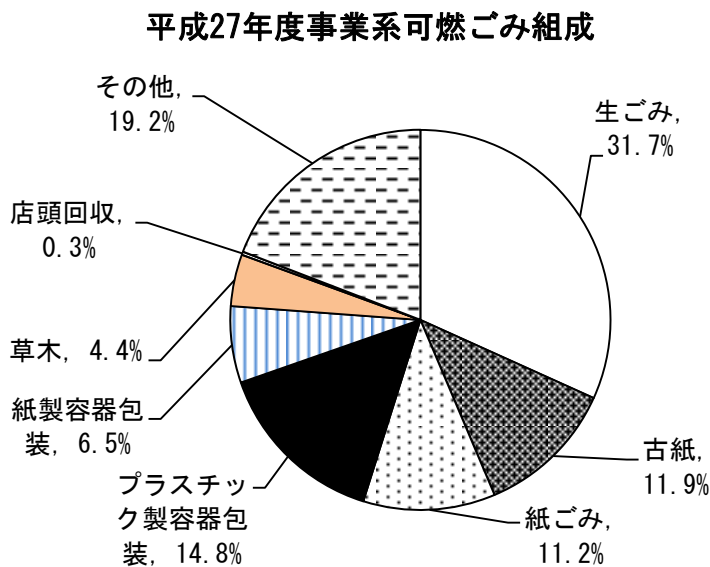


※平成25年度は調査の時期・回数とも例年との差が大きかったため「参考値」とするもの

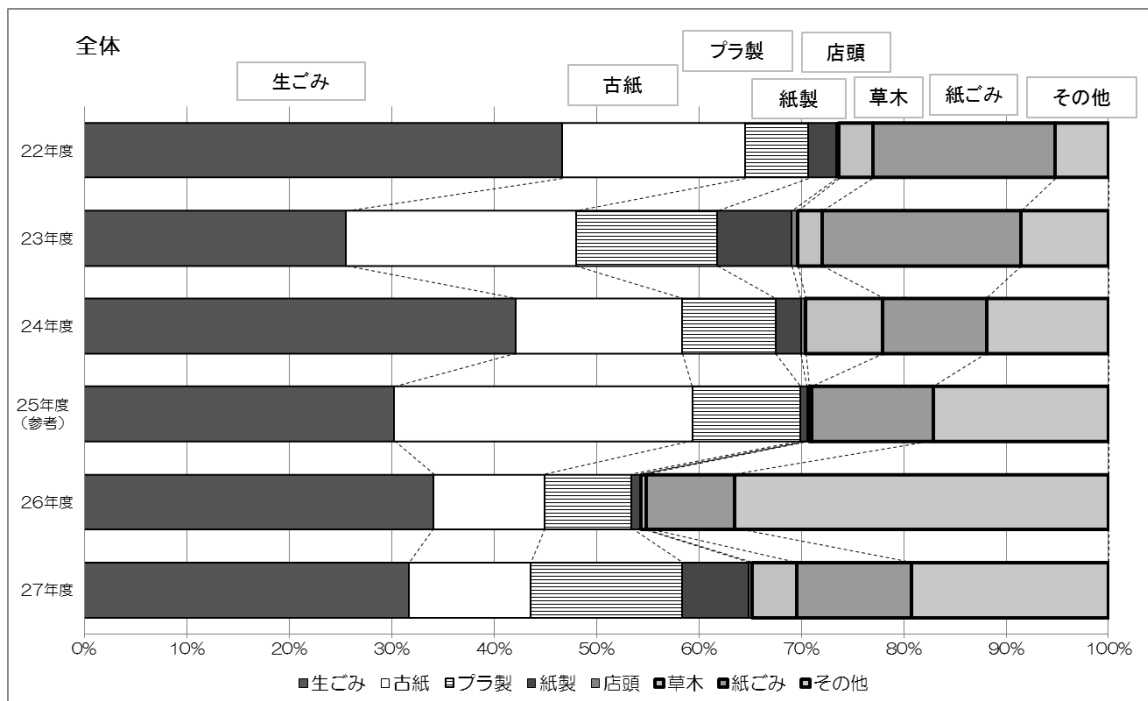
### 盛岡地域の家庭の不燃ごみ組成の推移

## (2) 事業系ごみの分析結果

事業系ごみの組成分析（サンプル調査）を、可燃ごみ、不燃ごみの処理施設において行っています。多種多様な事業者のごみ排出の傾向を十分に把握できておらず、事業系ごみの減量を進めるためには、業種ごとの排出傾向を調査研究するなど、ごみ減量・資源化の推進施策を検討する必要があります。



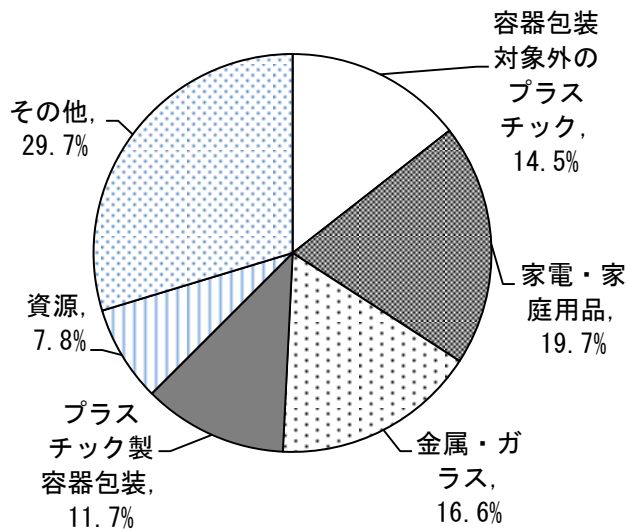
クリーンセンターに搬入される事業系可燃ごみのサンプリングによる組成調査では、資源化可能な古紙や産業廃棄物に該当するプラスチック製容器包装が多く含まれています。また、各年度の推移から家庭ごみに比べ、分析結果に大きなばらつきが見られます。



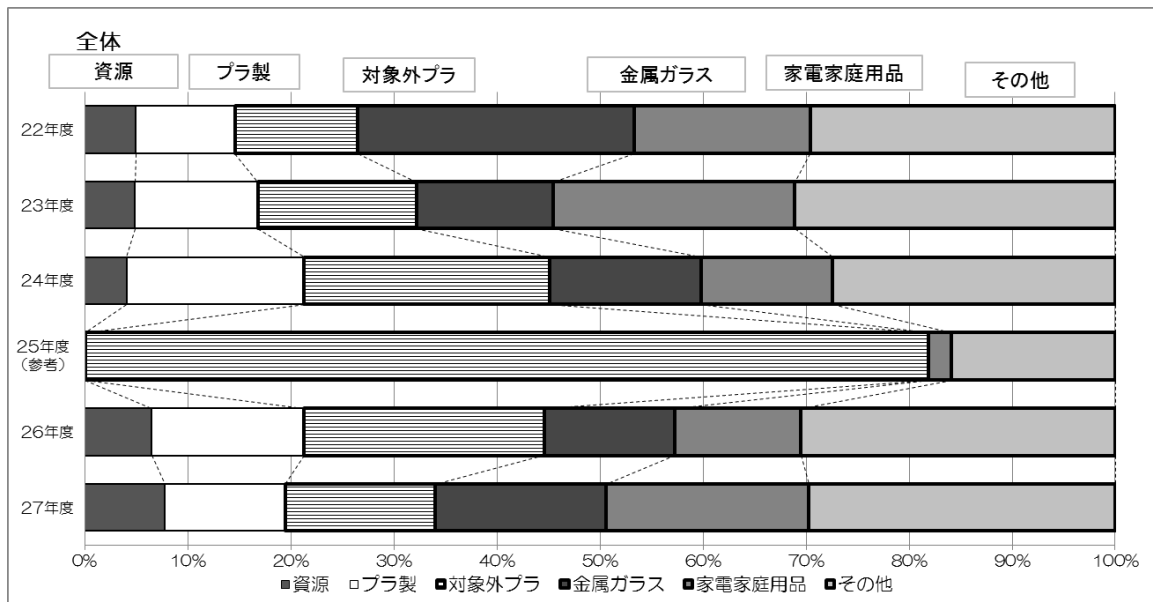
※平成25年度は調査の時期・回数とも例年との差が大きかったため「参考値」とするもの

### 盛岡地域の事業系可燃ごみ組成の推移

### 平成27年度事業系不燃ごみ組成



リサイクルセンターに搬入される事業系不燃ごみのサンプリングによる組成調査では、産業廃棄物に該当するプラスチック製品や家電製品、分別可能なびんなどの資源が含まれています。また、各年度の推移から家庭ごみに比べ、分析結果に大きなばらつきが見られます。



※平成25年度は調査の時期・回数とも例年との差が大きかったため「参考値」とするもの

### 盛岡地域の事業系不燃ごみ組成の推移

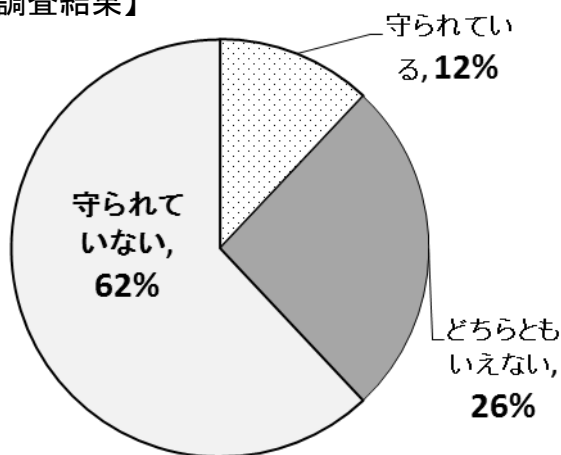
#### 4 家庭ごみ（可燃ごみ）排出状況実態調査結果

前計画「もりおか 30 万人のごみ減量化行動計画（H24～H28）」に掲げる目標どおりにごみ減量が進んでいない原因を探るため、盛岡市内の 30 コミュニティ推進地区のごみ集積場所を職員が廻り、可燃ごみの排出状況の実態を調査しました。



調査期間 : 平成 28 年 4～6 月  
 集積場所数 : 183 箇所  
 調査ごみ袋 : 1,980 袋  
 調査方法 : 職員の目視によるごみ分別状況の確認, 市のルールどおりの分別がなされているか 3 区分に分類

【調査結果】



調査結果では、分別ルールが守られていないごみが約 62%という状況になっています。

可燃ごみの中で分別が十分されていなかったものは、プラスチック製容器包装、古紙、紙パックが多く確認されており、この結果から、素材として「燃やせるもの」と「燃やせないもの」は分けているものの、ルールどおりの分別が市民一人ひとりに浸透していないことが課題となっています。



## 5 前計画（平成 24 年度～28 年度）の取組から見えてきたこと

市では、平成 24 年度から前計画「もりおか 30 万人のごみ減量化計画」に基づき、ごみ減量目標の達成に向け市民の皆さんの御協力をいただきながら様々な取組を推進してきました。

### 【前計画の取組から見えてきたこと】

#### ① 計画全体について

ア 前計画の事業については、概ね着手したものの、事業項目が多数かつ多様となっていることから、ごみ減量に直接的な効果を及ぼす事業に集中して取り組むことができなかつたため、大きな減量効果につながらなかつたことが反省点として挙げられます。**今後はごみ減量に効果のある事業を選択し、集中して取り組んでいく必要があります。**

イ 前計画では、各々の事業効果を計る指標が明確でなかつたため、計画全体の進捗管理や客観的評価ができない状況にありました。**今後は PDCA サイクルを円滑に廻すことで、改革・改善を繰り返しながら事業を進めていくため、できる限りそれぞれの取組の成果指標を設定し、重点施策については目標を設定し事業に取り組んでいくこととします。**

#### ② 家庭ごみ対策について

ア 北厨川地区においてごみ減量資源再利用モデル事業を実施し（平成 24 年 4 月～25 年 12 月）、各種施策を試行しました。この中で効果のあつた施策について、順次拡大を進めており、盛岡地域のごみの減量に一定の効果を挙げています。

北厨川モデル事業では、地区から発生するごみの排出量を把握し、随時排出量を地域住民にお知らせしながら周知啓発を進め効果を挙げました。盛岡地域における家庭ごみ収集運搬体制の見直し（平成 29 年 6 月開始予定）により、コミュニティ推進地区ごとのごみと資源の排出量の把握が可能となることから、各地区のごみ排出量や組成分析のデータを具体的に地域住民にお知らせするなど、地域の実態に応じたきめ細やかな周知啓発を行っていきます。

イ 家庭ごみ減量の停滞の原因を探るため、平成 28 年 4 月～6 月に可燃ごみ排出状況実態調査を実施しました（P13 参照）。結果からは、市の分別ルールどおりの排出が行われていないことが確認され、周知啓発を繰り返しているもののその効果が市民の実践行動までつながっていないことが浮き彫りとなっています。可燃ごみにおける資源の未分別として「プラスチック製容器包装」及び「古紙」が多い状況が把握されていることから、**ごみ排出状況の改善に向け「容器包装廃棄物削減への取組に関する協定」に基づく事業者、市民団体及び市の三者協働による市民への周知や、市民に分かりやすく実践行動につながるような啓発活動に重点的に取り組む必要があります。**

### ③ 事業系ごみ対策について

ア 事業系ごみ対策については、多量排出事業者への指導と処理施設における定期的展開検査等による指導を行ってきました。しかし、事業系ごみの排出傾向は、業種により多種多様にわたっていることから、集中的な取組ができず、事業者の自主的な実践行動の動機付けとなるような啓発活動が現状では行えていません。**事業系ごみ対策については、業種ごとの排出状況の実態把握が急務であり、排出状況の実態を把握したうえで、事業者の実践行動を促すような制度の導入や周知の工夫を図っていく必要があります。**



## 第3 知ることがごみ減量の第一歩

### 1 ごみ出し三原則を守りましょう

私たちの快適な環境を守るためには、地球温暖化防止や資源循環型社会の構築など、行わなければならないことがたくさんあります。これらのひとつとして3Rの推進（リデュース：ごみの発生を抑制する。リユース：要らなくなったものを再利用・再使用する。リサイクル：残ったものは分別し再資源化する。）が必要です。3Rを推進していくうえで、ごみそのものの排出量を減らすことも重要ですが、地域コミュニティの一員として、基本的なルールを改めて知り、一人ひとりが実践行動を行うことが住みよい環境とごみの減量につながります。

#### 1 決められた日の決められた時間までに

★指定日の朝決められた時間までに（盛岡・玉山地域：8時30分、都南地域：8時）出しましょう。収集日はごみの収集カレンダーで確認を！

#### 2 決められたものを（分別にご協力を）

★「ごみから資源を分ける」という意識から、まずは「資源を分けて残ったものがごみになる」という意識への転換を！

#### 3 決められた場所へ出しましょう

★ごみ集積場所はお住まいの地域の町内会・自治会等が維持管理しています。間違った集積場所を利用すると、地域の方に迷惑がかかります。

### 2 ルールを守らなければどうなるでしょう？

ごみは自分の目の前からなくなったら終わりではありません。ルール違反のごみのごみ集積場所に出された場合、収集されず残されることになるため、ごみ集積場所の維持管理をする町内会・自治会の方が分別し直したり、違反者に直接指導したりなど、本来必要ではない労力がかかります。「自分だけはいいや」という自分勝手な行動が周囲の迷惑になりますので、ごみ出し三原則を守りましょう。また、資源の分別が十分にされずに排出されることで、本来資源として有効利用できるものが焼却・埋立処理され、資源の循環的利用ができないという「もったいない」ことになります。環境負荷を減らすため、一人ひとりが責任を持って取り組んでいく必要があります。

### 3 盛岡市の目指す姿へ

ごみに関わるルールを市民一人ひとりが知り、毎日の生活の中で実践していくことが、盛岡市総合計画に掲げる盛岡市の目指す姿につながります。

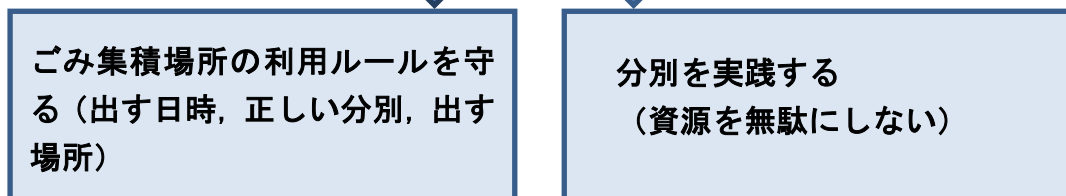
#### ◆ステップ1

「知る」ことが第一歩



#### ◆ステップ2

一人ひとり行動を起こそう！



#### ◆ステップ3

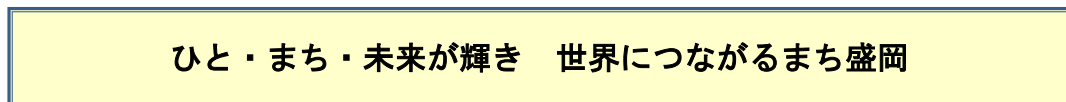
30万人市民の行動へ！



盛岡市総合計画の施策



盛岡市総合計画に掲げる将来像



## 第4 ごみの減量に向けた取組（平成29年度～31年度）

### 1 重点施策

ごみの減量目標の達成に向けて実施する施策のうち、次の施策に重点的に取り組めます。

#### 家庭ごみ減量の取組

- (1) 懇談会，年代に合わせた啓発教室，施設見学の促進（P20）
- (2) 資源の分別の推進【プラスチック製容器包装】（P21）
- (3) 資源の分別の推進【古紙】（P22）

#### 事業系ごみ減量の取組

- (1) 事業系ごみの実態把握（P28）

### 2 家庭ごみの減量について（市民・市の取組）

#### (1) 市民の行動につながる啓発事業

①分かりやすい啓発ツールの工夫	効果を計る指標
<p><b>■ごみ収集カレンダー作成の工夫</b></p> <p>市民の意識を「ごみの排出」から「資源の分別」へと変え、分別行動につながるよう、ごみ排出時に確認するごみ収集カレンダーの工夫を図ります。作成に当たっては、実際に利用する市民の意見を取り入れ、盛岡市町内会連合会、玉山地域自治会連絡協議会、きれいなまち推進協議会など市民団体の意見を聴き、改善を図りながら作成を進めます。</p> <p><b>■「広報もりおか」等での情報発信</b></p> <p>各家庭においてごみ減量行動に身近で手軽に取り組めるよう、「広報もりおか」や周知チラシなどを通じて、ごみ減量や資源分別に係る具体的行動（取り組みやすい方法、メリット、減量効果など）の情報発信や提案を行います。</p> <p><b>■社会科補助教材「ごみとわたしたち」の作成</b></p> <p>子どもたちのごみ減量資源再利用意識の定着や各家庭での取組が広がるよう、小学3，4学年の社会科補助教材「ごみとわたしたち」を編集委員（市内小学校教諭）と作成を進め、内容の充実を図ります。また、子どもたちが将来にわたりごみ減量資源再利用行動を実践する大人に成長するよう、小学校高学年・中学生に「ごみ」を学ぶ機会を提供するなど、環境教育の継続性が図られるよう教育委員会に働きかけを行います。</p>	<p>市民理解度</p>

<p><b>■「ごみ分別辞典」の配布</b></p> <p>市の分別ルールを守ってもらうため、転入者に「ごみ分別辞典」の配布による分別ルールの周知を継続して行います。また、収集頻度や収集品目の変更などに併せて改善内容が市民に定着するよう、必要に応じて「ごみ分別辞典」の改訂、全戸配布による市民周知を行います。</p> <p><b>■ホームページを通じた情報発信</b></p> <p>市民にごみ減量の取組を身近なものと感じてもらえるよう、市公式ホームページ及び環境部ホームページ「eco もりおか」を通じて随時情報発信を行い、わかりやすさや利便性の向上に努めます。</p> <p>※市公式ホームページ <a href="http://www.city.morioka.iwate.jp/">http://www.city.morioka.iwate.jp/</a></p> <p>※eco もりおか <a href="http://www.eco-morioka.jp/">http://www.eco-morioka.jp/</a></p>	
<p><b>②ごみ排出時のルール遵守，分別ルールの浸透</b></p>	<p>効果を計る指標</p>
<p><b>■排出ルール，分別ルールの周知啓発</b></p> <p>ごみ排出のルール違反を改善するため、「ごみ出し三原則」と「資源分別のルール」を改めて周知し，第一歩としてルールを知ること，次のステップとして実践することを目的にきれいなまち推進協議会と連携して周知啓発を図ります。</p> <p><b>■可燃ごみ集積場所排出状況調査の実施</b></p> <p>市民に「ごみ」を他人事ではない自分に関わる問題であるという意識付けを行うため，可燃ごみ集積場所排出状況調査を継続して行い，コミュニティ推進地区ごとの結果を公表することで，身近な問題として提起し，ルール遵守の意識啓発を図ります。</p> <p><b>■ごみ排出状況の実態把握</b></p> <p>資源の分別不徹底の実態把握と調査結果を活用した市民への啓発材料とするため，ごみ集積場所において収集日ごとの排出袋数の調査（可燃ごみとプラスチック製容器包装の比較）を行うとともに，その実態を公表し，分別徹底に向けた周知啓発を行います。</p>	<p>可燃ごみ排出状況調査結果</p>

<p><b>■アパート等居住者への周知啓発</b></p> <p>アパート等の入居者のごみ出しマナーを改善するため、不動産管理会社、大学等の協力を得ながら、適正な排出につながるよう周知啓発を継続して実施します。また、不動産管理会社等との連携を密にし、不動産管理会社を通じた入居者への「ごみ出し三原則」の周知を強化します。</p>	
<p><b>③懇談会，年代に合わせた啓発教室，施設見学の促進</b> <b>重点施策</b></p>	<p>効果を計る指標</p>
<p><b>■地区別収集データを活用した周知啓発</b></p> <p>市民に「ごみ」を他人事ではない自分が関わる問題であるという意識付けを行うため、平成29年6月から開始する盛岡地域の地区別収集により得られる排出量データと組成分析データ等を活用し、コミュニティ推進地区ごとのごみの排出実態をごみ減量資源再利用懇談会、きれいなまち推進懇談会、町内会等の説明会において示し、地域と協議しながら、焦点を絞った啓発と実践行動の促進に取り組みます。</p> <p><b>■年代に合わせた啓発教室の実施</b></p> <p>ごみ減量資源再利用意識を育み、継続することで定着が図られるよう、幼稚園・保育園・小学校等のほか、大学生・専門学生を対象とした出前講座を行うなど、年代に合わせた啓発教室を実施します。また、高齢社会への対応として、高齢者にわかりやすいごみ分別方法の周知のため、老人クラブや地域サロン等での説明会の開催の機会を拡大します。</p> <p><b>■施設見学の促進</b></p> <p>ごみ処理の現状を理解し、ごみの減量・分別に対する市民の意識を高めるため、クリーンセンターなどの焼却施設やリサイクルセンターなどの分別施設への町内会等団体や小中学生の見学を積極的に受け入れます。また、市主催の施設見学ツアーの定期的な開催についても検討を進めます。</p>	<p>① 開催回数及び参加人数 ② 参加者の理解度</p>
<p><b>④周知啓発イベントの実施</b></p>	<p>効果を計る指標</p>
<p><b>■ごみ減量資源再利用市民のつどいの開催</b></p> <p>市民一人ひとりがごみ減量・資源再利用に積極的に取り組み、環境への負荷を軽減する行動を実践できるよう、市民参加型のイベントを開催し意識啓発を図ります。</p>	<p>① イベント開催回数 ② 来場者数</p>

<p><b>■環境イベントの開催</b></p> <p>多くの市民に環境に対する意識を持つきっかけづくりとして環境イベントを開催し、「衣」「食」「住」などをテーマに日々の生活で簡単に取り組めるエコな取組を紹介するなど、一人ひとりの取組の必要性を発信します。</p> <p><b>■容器包装廃棄物減量強化月間の実施</b></p> <p>市民の容器包装に対する認識向上、減量及び資源化の意識啓発のため、平成28年2月に締結した「容器包装廃棄物削減への取組に関する協定」に基づき、協定締結者（小売業者、市民団体及び市）が連携し、集中取組月間を設け、市民に周知啓発を行い容器包装廃棄物の削減を呼びかけます。</p>	
<p><b>⑤きれいなまち推進員、町内会等と連携した地域啓発</b></p>	<p>効果を計る指標</p>
<p><b>■もりおかエコライフ推進キャンペーンの実施</b></p> <p>市民団体との連携により一丸となって市民周知を図り、市民のごみ減量をはじめとしたエコライフへの取組の定着を目的に、毎年7月にきれいなまち推進協議会主催の「違反ごみ撲滅キャンペーン」を核に、盛岡市町内会連合会、玉山地域自治会連絡協議会、きれいなまち推進協議会及び市が一体となり、さまざまな取組を通じてエコライフの推進を訴えます。</p> <p><b>■地区別収集データを活用した啓発時の連携協力</b></p> <p>地域の状況に応じたきめ細やかな市民周知を図るため、平成29年6月から開始する盛岡地域の地区別収集により得られるコミュニティ推進地区のごみ排出量等のデータに基づく地域啓発では、該当地区のきれいなまち推進員、町内会・自治会等の役員の意見を聴取しながら、効果的な周知に努めます。</p>	<p>①違反ごみ件数 ②違反ごみ撲滅キャンペーンの実施</p>

**(2) 資源の分別の推進**

<p><b>①プラスチック製容器包装</b> <b>重点施策</b></p>	<p>効果を計る指標</p>
<p><b>■「容器包装廃棄物削減への取組に関する協定」に基づく取組の推進</b></p> <p>商品の容器・包装として多く使われているプラスチック製容器包装について市民の認識を高め、確実な分別・資源化行動の実践を目的に、商品の販売元である小売業者と市民団体と連携し、周知啓発を行います。</p>	<p>①収集量 (行政回収 +店頭回収 +資源回収)</p>

<p><b>■地区別収集データ活用による分別推進</b></p> <p>「ごみ」を他人事ではない自分が関わる問題であるという意識付けを行い、市民一人ひとりのごみ減量資源再利用行動の実践につなげるため、平成29年6月から開始する盛岡地域の地区別収集により得られる収集量のデータ等を活用し、コミュニティ推進地区単位のプラスチック製容器包装の資源化の状況を具体的に地域住民に示し分別の推進を呼びかけます。</p> <p><b>■再生品の例示による周知</b></p> <p>市民の分別行動の動機付けとして、分別収集されたプラスチック製容器包装の資源化による再生品等を具体的に周知します。</p>	<p>②可燃ごみ組成における含有率</p>
<p><b>②紙製容器包装</b></p>	<p>効果を計る指標</p>
<p><b>■対象品目のわかりやすい周知</b></p> <p>分別がわかりにくいとされる紙製容器包装について、排出時の混乱がなくなるよう具体的品目の例示による周知を行います。また、排出しやすいよう対象品目の見直しについても併せて検討します。</p> <p><b>■収集方法改善の検討（盛岡地域）</b></p> <p>排出機会の向上のため、現在、拠点での回収を実施している盛岡地域については、収集方法の改善を含め、コストや手法について検討を進めます。</p>	<p>収集量 (行政収集)</p>
<p><b>③古紙</b> <b>重点施策</b></p>	<p>効果を計る指標</p>
<p><b>■雑がみの回収促進</b></p> <p>可燃ごみに多く含まれている「雑がみ」に対する市民の資源化意識を高め、分別行動につなげるため、各家庭で取り組みやすい分別アイデアなどを例示し、回収促進を図ります。</p> <p><b>■雑がみ収集方法（周知方法）の改善</b></p> <p>可燃ごみに多く含まれている「雑がみ」に対する市民の資源化意識を高め、分別行動につなげるため、雑がみの収集区分について、盛岡地域<b>古紙（雑誌・その他の紙）</b>、都南地域<b>古紙（雑誌）</b>となっている収集区分について、市民の分別意識が働きやすいよう収集方法や周知方法の改善を図ります。</p>	<p>①収集量 (行政収集 + 資源回収 + 店頭回収)</p> <p>②可燃ごみ組成における含有率</p>

<p><b>■店頭回収の活用促進</b></p> <p>古紙の資源化を推進するため、近年設置店舗が増えているスーパー等の店頭における新聞・雑誌・雑がみなどを回収する古紙回収システムについて、ライフスタイルに合わせた利用が可能な排出先として市民に周知を行います。また、店頭で古紙を回収している店舗の協力を得て、収集量の情報を入手し、市民が排出する資源の全体量の把握に努めます。</p>	
<p><b>④資源集団回収の促進</b></p>	<p>効果を計る指標</p>
<p><b>■登録団体拡大に向けた取組</b></p> <p>少子化の影響により、子ども会の活動が縮小傾向にあることから活動の活性化を図るため、小中学校の委員会やクラブ活動、PTA、老人クラブなど新規の実施団体獲得に向け、PTA連合会、子ども会育成連絡協議会、老人クラブ連合会等と協議を行い、情報提供を行うとともに各団体の総会などで制度周知を図ります。</p> <p><b>■資源集団回収支援策の実施</b></p> <p>分別意識の向上や地域コミュニティの場として資源集団回収事業を活性化するため、年3回以上実施する団体に対し、回収量に応じて報奨金を交付するとともに、資源集団回収優良団体の表彰、実施団体へのリヤカー貸出し、ストックヤード整備補助を行います。また、団体登録時のアンケートを活用し、活動の手助けとなる方法を探り、必要な支援を行い活動の促進を図ります。</p>	<p>①登録団体数 ②実施回数</p>
<p><b>⑤「容器包装廃棄物削減への取組に関する協定」に基づく取組の推進</b></p>	<p>効果を計る指標</p>
<p><b>■三者連携による容器包装廃棄物削減の周知</b></p> <p>市民の購買活動によって生じる容器包装廃棄物について市民の認知を高め、減量及び資源化を進めるために、販売側の小売業者、購入者側である市民（市民団体）と連携し、市民一人ひとりの意識改革に向けた周知を図ります。</p> <p><b>■容器包装廃棄物減量強化月間の実施</b></p> <p>市民の容器包装廃棄物削減への意識啓発のため、「容器包装廃棄物減量強化月間」を設け、協定締結事業者の店頭キャンペーンを行い、不要な容器包装の削減、発生した容器包装廃棄物の確実な資源化を呼びかけます。</p>	<p>協定締結者間の取組による成果指標（協議中）</p>



### (3) 生ごみの減量

①未利用食品廃棄の削減	効果を計る指標
<p><b>■各家庭における未利用食品対策</b> 各家庭で食品ロス削減の取組が広がるよう、他都市で導入している家庭での食品ロス削減に向けた毎月定例の行動日の呼びかけなど盛岡市民全員の運動を展開します。</p> <p><b>■「もったいない」意識の醸成</b> 各家庭における未利用食品の廃棄，食べ残しを減らすため，未利用廃棄食品の実態を写真や重さ（組成分析結果による推定量），金額換算などを具体的に示し，食べ物の「もったいない」と金銭的な「もったいない」を併せて周知し，市民の「もったいない」意識の醸成を図ります。</p>	<p>①可燃ごみ 収集量 ②可燃ごみ 組成におけ る含有率</p>
②各家庭で取り組む生ごみ減量方法の推奨	効果を計る指標
<p><b>■各家庭での取組の推奨</b> 可燃ごみの約半分の重量を占める生ごみを減らすため，各家庭で手軽に取り組める方法として水切りを実践することとし，減量効果を具体的に示しながら全世帯の取組を目指します。また，生ごみたい肥化の実践が可能な世帯を対象に，ダンボールコンポスト講座を開催するとともに，実践者の取組紹介などにより利用拡大を図ります。また，小学校におけるダンボールコンポストを活用した資源循環体験学習を継続し，子どもたちの環境意識の高揚を図るとともに，各家庭への波及効果をねらいます。</p> <p><b>■都南地域における生ごみ分別収集の推進</b> 都南地域では，ごみ集積場所から生ごみを収集し，施設でたい肥化しています。収集量の減少が続いていることと可燃ごみ収集量の相関性等の調査・分析を行うとともに，身近な問題として捉え分別行動につながるよう，都南地域の3地区（見前，飯岡，乙部）において，可燃ごみのサンプル調査を実施し，可燃ごみに含まれる生ごみの割合を具体的に該当地区に示し分別推進を呼びかけます。</p>	<p>可燃ごみ組 成における 含有率</p>

<b>③地域循環型生ごみ処理推進事業</b>	<b>効果を計る指標</b>
<p><b>■大型生ごみ処理機の利用促進</b></p> <p>盛岡地域では、3地区に業務用生ごみ処理機を設置し生ごみの資源化のモデル事業に取り組み、できたたい肥を地域で活用するなど、地域循環型の生ごみ処理を行っています。市民に対する生ごみ減量、資源化の啓発材料とするため、地域との連携による利用促進が可能な地域への設置の検討を進めるとともに、設置地区の取組の成果を、全市民に発信します。</p>	<p>①投入量 ②成果の発信</p>
<b>③総合的に取り組む生ごみ減量施策</b>	<b>効果を計る指標</b>
<p><b>■生ごみ発生抑制の取組</b></p> <p>生ごみが発生しないようなライフスタイルを定着させるため、食材の計画的購入、使いきり、生ごみを発生させないエコクッキングやあまりものメニューの提案、食べきりの推奨を行います。</p> <p><b>■広報媒体を活用した生ごみ減量の促進</b></p> <p>食品ロスの削減、「使いきり」「食べきり」「水きり」の3キリ運動、発生した生ごみの資源化（たい肥化）方法の紹介などを行い、生ごみ減量の取組が各家庭に広がるよう、広報媒体を活用した周知について検討します。</p>	<p>啓発回数</p>

#### (4) その他の施策

<b>①ごみ集積場所等整備事業補助の実施</b>	<b>効果を計る指標</b>
<p><b>■ごみ集積場所等整備事業補助の実施</b></p> <p>町内会・自治会が行うごみ集積場所やストックヤード整備を促進するため、経費の2分の1に相当する額を引き続き補助しながら、制度の周知に努めます。</p>	<p>補助件数</p>
<b>②市民サービスの向上</b>	<b>効果を計る指標</b>
<p><b>■ごみ出しサポート事業の充実</b></p> <p>盛岡地域では、高齢や体が不自由な方を対象に職員が自宅を訪問し資源やごみを回収する「ごみ出しサポート事業」を行っています。今後も制度周知を継続し、サポートを必要とする世帯への支援を行い利用者数の増加を図ります。</p>	<p>ごみ出しサポート利用者数等</p>
<p><b>■地区別収集へのスムーズな移行、収集方法改善の検討</b></p> <p>平成29年6月から開始する盛岡地域の地区別収集の実施へのスムーズな移行がはかれるよう、市民周知を図るとともに、必要に応じて町内会等の個別のニーズに対応した周知を行います。また、市民サービスの向上に向け、収集方法の改善について継続して検討を行います。</p>	<p>周知啓発方法、回数等</p>
<b>③リユース（再使用）の推進</b>	<b>効果を計る指標</b>
<p><b>■リユースショップ、フリーマーケット活用の周知</b></p> <p>自分にとって不要になってもすぐ「ごみ」ではなく、再使用できるものであるという意識付けを行うため、リユースショップの店舗情報や、フリーマーケットの開催について市民に対し情報提供します。</p> <p><b>■衣類の資源化の検討(盛岡地域)</b></p> <p>可燃ごみの減量と併せて有効な資源化を進めるため、衣類の資源価値や収集方法、資源化ルート、コストなどを調査研究したうえで、資源化の可能性とその手法について検討を行います。</p>	<p>—</p>

### 3 事業系ごみの減量について（事業者・市の取組）

①事業系食品ロス削減に向けた取組	効果を計る指標
<p><b>■事業者と連携した食品ロス削減の取組</b></p> <p>事業系食品ロスの削減に向け、旅館ホテル生活衛生同業組合、飲食業生活衛生同業組合と協議を行い、他都市で導入事例のある「食べきり協力店制度」の導入、「宴会時の食べきり運動」の実施等について検討し、実現可能な取組を事業者と連携して実施します。</p> <p><b>■外食時の食品ロス削減に向けた周知</b></p> <p>事業者と連携した取組について、飲食店等を利用する市民にも浸透させ行動を実践するために、事業者と連携した食品ロス削減の取組と併せ、市民に対し、外食時の食べきりについて「広報もりおか」等を通じて周知を図ります。</p>	<p>可燃ごみ組成における生ごみ含有率</p>
②適正処理の徹底による減量・資源化の推進	効果を計る指標
<p><b>■廃棄物処理施設における適正処理の指導</b></p> <p>搬入できないごみの確認、資源化の推進を図るため、クリーンセンター及びリサイクルセンターに搬入される廃棄物の抜き打ちの確認調査を継続して実施します。また、盛岡地域において、平成33年度までに適正に分別されていない事業系ごみ（産業廃棄物）の搬入規制の導入を検討していることから、検査体制の検討、整備を進めます。</p> <p>なお、規制の導入に当たっては、導入スケジュールや施設に搬入できない対象品を明確に事業者にも周知し、適正処理の推進を図ります。</p> <p><b>■適正処理の徹底、資源化の推進に向けた周知の工夫</b></p> <p>市ホームページの内容を充実し、適正処理、ごみ減量・資源化の推進を図ります。また、多種多様な業種がある事業系ごみに対し、現状では単一の内容の啓発物を使った周知に留まっていることから、業種ごとの排出傾向を把握し、焦点を絞った取組ができるよう調査を行うとともに、排出傾向に合わせた数種の啓発リーフレットを作成し、指導に活かします。</p>	<p>搬入検査時違反件数</p>

<b>③事業者の自主的な資源化の推進</b>	<b>効果を計る指標</b>
<p><b>■古紙の資源化の推進</b></p> <p>盛岡地域において、平成33年度までに資源化可能な事業系古紙の焼却施設への搬入規制の導入を検討していることから、古紙の受け入れ先となる資源回収業者と協議を行い、事業者がスムーズに資源化に取り組めるよう体制を整備します。</p> <p>なお、規制の導入に当たっては、導入スケジュールや搬入先の情報を事業者に周知し、自主的な資源化を促します。</p> <p><b>■先進的取組の紹介</b></p> <p>事業者の自主的な資源化を促進するため、市内で取組事例のあるオフィス町内会における3R推進事業の取組について紹介するなど、事業者が資源化に取り組むことのメリットが生じる手法を提案します。</p>	<p>可燃ごみ組成における含有率</p>
<b>④多量排出事業者のごみ減量・資源化の取組の推進</b>	<b>効果を計る指標</b>
<p><b>■多量排出事業者への指導等の強化</b></p> <p>事業系廃棄物の2割強を排出する多量排出事業者に提出を義務付けている減量等計画書及び実施状況報告書の内容を精査し、計画と実績の乖離がみられる事業者や排出量の増加が顕著な事業者に対し、直接指導を実施します。</p> <p><b>■多量排出事業者の取組事例の紹介</b></p> <p>先進的な取組事例の紹介により、多くの事業者のごみ減量・資源化の取組につなげるため、多量排出事業者の中で、ごみ減量・資源化が進んでいる事業者に協力を依頼し、手法を調査し他事業者への啓発材料とします。</p>	<p>一事業者当たりのごみ量</p>
<b>⑤事業系ごみの実態把握</b> <b>重点施策</b>	<b>効果を計る指標</b>
<p><b>■収集運搬許可業者を通じた情報収集</b></p> <p>事業系ごみ収集運搬許可業者を対象に委託元の事業者から排出されるごみの内容について調査を実施し、業種により異なる排出傾向を把握し、ターゲットを絞った指導に活用します。</p> <p><b>■直接訪問、聴き取り等による実態の把握</b></p> <p>ごみ保管場所の状況の実態把握及びごみ減量行動の提案への材料とするため、事業者への直接訪問や聴き取り調査により排出傾向の把握を行い、効果的な指導につなげます。</p>	<p>—</p>

## 4 施策実施スケジュール

### (1) 家庭ごみ減量の取組

施策	実施スケジュール（予定）					
<b>(1) 市民の行動につながる啓発事業</b>	—					
<b>① 分かりやすい啓発ツールの工夫</b>	H29	H30	H31	H32	H33	H34～H38
<b>ごみ収集カレンダー作成の工夫</b> ・資源分別実践に向けたカレンダーの掲載内容の工夫 ・市民団体の意見聴取による内容改善の実施	内容の改善・全世帯配布					
<b>「広報もりおか」等での情報発信</b> ・「広報もりおか」、周知チラシ等を活用したごみ減量行動の具体的事例の提案	情報発信					
<b>社会科補助教材「ごみとわたしたち」の作成</b> ・小学3・4年生社会科補助教材「ごみとわたしたち」の内容充実 ・小学校高学年、中学生への連続性のある環境教育の実施に向けた教育委員会への働きかけ	冊子作成・働きかけ					
<b>「ごみ分別辞典」の配布</b> ・転入者に対する「ごみ分別辞典」の配布 ・収集方法改善，回収品目変更に合わせて「ごみ分別辞典」の改訂・全戸配布	転入者への配布 収集方法改善等検討 ← 必要に応じ改訂					
<b>ホームページを通じた情報発信</b> ・市公式ホームページ，環境部ホームページ「ecoもりおか」を活用した情報発信	情報発信					
<b>② ごみ排出時のルール遵守，分別ルールの浸透</b>	H29	H30	H31	H32	H33	H34～H38
<b>排出ルール，分別ルールの周知啓発</b> ・ごみ出し三原則，分別ルールの周知啓発 ・きれいなまち推進協議会と連携した市民への周知	周知啓発					
<b>可燃ごみ集積場所排出状況調査の実施</b> ・可燃ごみ排出状況調査の実施及び調査方法の改善 ・コミュニティ地区単位の調査結果の公表による市民周知	調査の実施，結果の公表					
<b>ごみ排出状況の実態把握</b> ・収集日ごとの排出袋数調査（可燃ごみと資源の比較）の実施 ・コミュニティ地区単位の調査結果の公表による市民周知	調査の実施，結果の公表					
<b>アパート等居住者への周知啓発</b> ・不動産管理会社・大学の協力による周知啓発 ・不動産管理会社等との連携強化	連携協力・周知啓発					

③懇談会，年代に合わせた啓発教室，施設見学の促進	H29	H30	H31	H32	H33	H34～H38
<b>地区別収集データを活用した周知啓発</b> ・コミュニティ推進地区単位の懇談会，町内会単位の説明会における盛岡地域地区別収集により得られるデータを活用した地域の特徴に合わせた周知啓発の実施						
<b>年代に合わせた啓発教室の実施</b> ・幼稚園・保育園・小学校，大学・専門学校など各年代に合わせた出前講座の実施 ・高齢社会に対応した老人クラブや地域サロンでの啓発教室の実施						
<b>施設見学の促進</b> ・焼却施設，資源化处理施設への見学の積極的受入 ・施設見学バスツアーの定期的開催の検討						
④周知啓発イベントの実施	H29	H30	H31	H32	H33	H34～H38
<b>ごみ減量資源再利用市民のつどいの開催</b> ・市民一人ひとりのごみ減量資源再利用行動の実践を目的に市民参加型のイベントを開催						
<b>環境イベントの開催</b> ・多くの市民に環境に対する意識を持つきっかけづくりの機会として環境イベントを開催 ・「衣」「食」「住」などをテーマにした日々の生活で手軽に取り組めるエコな取組の紹介						
<b>容器包装廃棄物減量強化月間の実施</b> ・「容器包装廃棄物削減への取組に関する協定」に基づき，強化月間を設け集中的な啓発キャンペーンを実施						
⑤きれいなまち推進員，町内会等と連携した地域啓発	H29	H30	H31	H32	H33	H34～H38
<b>もりおかエコライフ推進キャンペーンの実施</b> ・きれいなまち推進協議会主催「違反ごみ撲滅キャンペーン」を核に，市民団体と連携したエコライフ推進キャンペーンを7月に実施						
<b>地区別収集データを活用した啓発時の連携協力</b> ・盛岡地域地区別収集により得られるデータを活用した地域啓発におけるきれいなまち推進員，町内会役員等と連携協力						

(2) 資源の分別の推進	—					
① プラスチック製容器包装	H29	H30	H31	H32	H33	H34～H38
<b>「容器包装廃棄物削減への取組に関する協定」に基づく取組の推進</b> ・商品の容器・包装として多く使われているプラスチック製容器包装の発生抑制及び確実な資源化を目的とした小売業者・市民団体と連携した市民周知の実施	連携強化，市民周知，取組結果の公表					
<b>地区別収集データ活用による分別推進</b> ・コミュニティ推進地区単位のプラスチック製容器包装の資源化量の公表による分別推進	データの公表・周知啓発					
<b>再生品の例示による周知</b> ・プラスチック製容器包装の資源化による再生品等の例示による周知	再生品等の周知					
② 紙製容器包装	H29	H30	H31	H32	H33	H34～H38
<b>対象品目のわかりやすい周知</b> ・具体的対象品目の例示による周知	周知啓発					
<b>収集方法改善の検討（盛岡地域）</b> ・盛岡地域の収集方法の改善（集積場所収集の可能性）に係るコストや手法の検討 ・対象品目見直しの検討						
③ 古紙	H29	H30	H31	H32	H33	H34～H38
<b>雑がみの回収促進</b> ・雑がみの集め方など各家庭で取り組みやすい分別アイデアの周知	周知啓発					
<b>雑がみ収集方法（周知方法）の改善</b> ・盛岡地域，都南地域の「雑がみ」の分別周知方法の改善（現行：盛岡地域〔古紙（雑誌・その他の紙）〕，都南地域〔古紙（雑誌）〕）	周知改善の検討					
<b>店頭回収の活用促進</b> ・ライフスタイルに合わせた古紙排出先の周知（店頭回収実施店舗の周知） ・店頭回収古紙量の把握	回収店舗周知，店頭回収量把握					



④資源集団回収の促進	H29	H30	H31	H32	H33	H34～H38
<b>登録団体拡大に向けた取組</b> ・小中学校の委員会やクラブ活動，PTA，老人クラブなどの新規実施団体の獲得に向けた各団体との協議及び制度周知	各団体への働きかけ					
<b>資源集団回収支援策の実施</b> ・実施団体への報奨金交付，希望団体へのリヤカー貸し出し，ストックヤード整備補助の支援 ・活動活性化に向けた団体が求める支援の調査，新たな支援の検討	報奨金交付等の支援					
	団体への調査 → 支援策検討 → 随時支援の実施					
⑤「容器包装廃棄物削減への取組に関する協定」に基づく取組の推進	H29	H30	H31	H32	H33	H34～H38
<b>三者連携による容器包装廃棄物削減の周知</b> ・「容器包装廃棄物削減への取組に関する協定」に基づく小売業者，市民団体及び市の連携による取組の促進	連携強化，市民周知，取組結果の公表					
<b>容器包装廃棄物減量強化月間の実施</b> ・取組強化月間の実施による市民への周知啓発	強化月間の実施					
(3) 生ごみの減量	—					
①未利用食品廃棄の削減	H29	H30	H31	H32	H33	H34～H38
<b>各家庭における未利用食品対策</b> ・他都市で導入事例のある家庭での食品ロス削減に向けた運動（毎月定例の行動日の呼びかけ）の検討・実施	各家庭での実践					
	運動の検討・企画					
<b>「もったいない」意識の醸成</b> ・可燃ごみに含まれる未利用食品・食べ残しの具体的例示による食品及び金銭の「もったいない」意識の醸成	周知啓発					
②各家庭で取り組む生ごみ減量方法の推奨	H29	H30	H31	H32	H33	H34～H38
<b>各家庭での取組の推奨</b> ・水切りの全世帯での取組推進 ・ダンボールコンポストの推奨（講座の開催，資源循環体験学習の実施と紹介）	周知啓発					

<b>都南地域における生ごみ分別収集の推進</b> ・都南地域3地区における可燃ごみサンプル調査実施による生ごみ含有量の実態把握 ・サンプル調査結果の提示による周知啓発							<b>実態把握・周知啓発</b>
<b>③地域循環型生ごみ処理推進事業</b>	H29	H30	H31	H32	H33	H34～H38	
<b>大型生ごみ処理機の利用促進</b> ・設置地区と連携した利用促進 ・設置地区の成果の全市への周知							<b>利用促進・周知啓発</b>
<b>④総合的に取り組む生ごみ減量施策</b>	H29	H30	H31	H32	H33	H34～H38	
<b>生ごみ発生抑制の取組</b> ・食材の計画的購入，使いきり，エコクッキング，食べきりの推奨による生ごみが発生しないライフスタイルの定着							<b>周知啓発</b>
<b>広報媒体を活用した生ごみ減量の促進</b> ・広報媒体を活用した生ごみ減量啓発の検討							<b>媒体を活用した周知啓発</b> 内容検討・予算確保
<b>(4) その他の施策</b>	—						
<b>①ごみ集積場所等整備事業補助の実施</b>	H29	H30	H31	H32	H33	H34～H38	
<b>ごみ集積場所等整備事業補助の実施</b> ・ごみ集積場所，ストックヤード整備費補助の実施と補助制度の周知							<b>補助実施・制度周知</b>
<b>②市民サービスの向上</b>	H29	H30	H31	H32	H33	H34～H38	
<b>ごみ出しサポート事業の充実</b> ・高齢や体の不自由な方を対象とした戸別収集の実施及び制度周知の充実							<b>サポート事業実施・制度周知</b>
<b>地区別収集へのスムーズな移行，収集方法改善の検討</b> ・地区別収集開始時の市民周知 ・市民サービス向上に向けた収集方法改善の検討							<b>地区別収集周知</b> <b>収集方法改善検討</b> <b>収集方法改善</b>
<b>③リユース（再使用）の推進</b>	H29	H30	H31	H32	H33	H34～H38	
<b>リユースショップ<sup>°</sup>，フリーマーケット活用の周知</b> ・リユースショップ，フリーマーケットの情報提供による利用促進							<b>情報提供</b>
<b>衣類の資源化の検討（盛岡地域）</b> ・衣類の資源価値，資源化ルート，収集手法の調査研究							<b>調査研究</b> <b>方針決定</b>

## (2) 事業系ごみ減量の取組

施策	実施スケジュール（予定）					
	H29	H30	H31	H32	H33	H34～H38
<b>①事業系食品ロス削減に向けた取組</b>						
<b>事業者と連携した食品ロス削減の取組</b> ・旅館ホテル生活衛生同業組合，飲食業生活衛生同業組合との連携協議 ・事業系食品ロス削減運動の実施						
<b>外食時の食品ロス削減に向けた周知</b> ・外食時の食べきり運動に係る「広報もりおか」等を通じた市民周知						
<b>②適正処理の徹底による減量・資源化の推進</b>						
<b>廃棄物処理施設における適正処理の指導</b> ・クリーンセンター，リサイクルセンターにおける廃棄物確認調査の実施 ・適正に分別されない事業系ごみ（産業廃棄物）の搬入規制導入に係る周知						
<b>適正処理の徹底，資源化推進に向けた周知の工夫</b> ・市公式ホームページ事業者向け啓発ページの充実 ・事業者の排出傾向に合わせた啓発・指導						
<b>③事業者の自主的な資源化の推進</b>						
<b>古紙の資源化の推進</b> ・資源回収業者との連携協力・受入体制構築 ・事業系古紙搬入規制導入に係る周知						
<b>先進的取組の紹介</b> ・オフィス町内会における3R推進事業の取組など排出事業者にとってメリットとなる資源化手法の提案						

④多量排出事業者のごみ減量・資源化の取組の推進	H29	H30	H31	H32	H33	H34～H38
<b>多量排出事業者への指導等の強化</b> ・減量等計画書及び実施状況報告書の精査 ・排出実績に基づく直接指導	計画及び排出実績の分析					
	排出実績に基づく直接指導					
<b>多量排出事業者の取組事例の紹介</b> ・ごみ減量・資源化が進んでいる多量排出事業者の情報収集及び優良事例の紹介	優良事業者の情報収集（随時）					
	優良事業者の取組紹介					
⑤事業系ごみの実態把握	H29	H30	H31	H32	H33	H34～H38
<b>収集運搬許可業者を通じた情報収集</b> ・事業系ごみ収集運搬許可業者を対象にした委託元の事業者の排出状況調査による実態把握	排出傾向に合わせた啓発					
	許可業者を通じた情報収集					
<b>直接訪問，聴き取り等による実態の把握</b> ・事業者直接訪問，聴き取りによる実態把握	排出傾向に合わせた啓発					
	直接訪問・聴き取りによる実態					

### (3) スケジュールの見直しについて

本計画の計画期間は、平成 29 年度～31 年度までの 3 年間で予定し、取組を定めています。各施策の進捗状況やごみ排出量の状況に応じて、平成 32 年度以降のスケジュール見直しや実施施策の改善を図ります。